

昭和六十一年法律第六十五号

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 登録手続等に関する特例(第二条―第四条)
- 第三章 登録機関に関する特例(第五条―第二十八条)
- 第四章 罰則(第二十九条―第三十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、プログラムの著作物に係る登録に関し、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の特例を定めることを目的とする。

第二章 登録手続等に関する特例

(プログラムの登録の申請)

第二条 プログラムの著作物に係る著作権法第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条の登録(以下「プログラム登録」という。)の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、申請に係るプログラムの著作物の内容を明らかにする資料として、当該著作物の複製物を文化庁長官に提出しなければならない。ただし、当該著作物につき、既に、申請に係るプログラム登録以外のプログラム登録がされている場合は、この限りでない。

(プログラムの登録の公示)

第三条 文化庁長官は、プログラムの著作物に係る著作権法第七十六条第一項又は第七十七条の二第一項の登録をした場合においては、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(プログラムの登録に関する証明の請求)

第四条 プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができる。

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

3 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

第三章 登録機関に関する特例

(指定登録機関の指定等)

第五条 文化庁長官は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、プログラム登録並びにプログラム登録につき前条第一項及び著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務並びに第三条の規定による公示(以下「登録事務」と総称する。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、文部科学省令で定めるところにより、登録事務を行うおとす者の申請により行う。

3 文化庁長官は、指定登録機関に登録事務を行わせるときは、当該指定登録機関が行う登録事務を行わないものとする。

4 指定登録機関が登録事務を行う場合においては、第二条中「文化庁長官」とあるのは「第五条第一項において単に「指定登録機関」という。」と、第三条及び前条第一項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、著作権法第七十八条第一項中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)第五条第一項に規定する指定登録機関(第三項及び第四項において単に「指定登録機関」という。)」と、同条第三項中「第七十五条第一項の登録を行ったときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行ったときは」と、同条第四項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」とする。

(欠格条項)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又は著作権法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合
 - イ 第一号に該当する者
 - ロ 第十五条の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者(指定の基準)

第七条 文化庁長官は、第五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 文部科学省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がプログラム登録を実施し、その数が文部科学省令で定める数以上であること。

二 登録事務を的確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は職員が構成が登録事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 登録事務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて登録事務が公正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて登録事務の的確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(登録の実施義務等)

第八条 指定登録機関は、プログラム登録をすべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、プログラム登録を行わなければならない。

2 指定登録機関は、プログラム登録を行うときは、前条第一号に規定する者(以下「登録実施者」という。)に実施させなければならない。

(実名の登録の報告義務)

第九条 指定登録機関は、著作権法第七十五条第一項の登録を行った場合は、速やかに、文化庁長官に対し、同法第七十八条第三項の規定による公表のために必要な事項を報告しなければならない。

(事務所の変更)

第十条 指定登録機関は、登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、文化庁長官に届け出なければならない。

(登録事務規程)

第十一条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務規程を変更すべきことを命ずることができ

(登録事務の休廃止)

第十二条 指定登録機関は、文化庁長官の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第十三条 指定登録機関は、第五条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつてはその指定を受けた後遅滞なく、その他の事業年度にあつてはその開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文化庁長官に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第十四条 指定登録機関の役員又は登録実施者の選任又は解任は、文化庁長官の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第十五条 文化庁長官は、指定登録機関の役員又は登録実施者が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは登録事務規程に違反したとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員又は登録実施者を解任すべきことを命ずることができ

(秘密保持義務等)

第十六条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第十七条 文化庁長官は、指定登録機関が第七条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 文化庁長官は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(帳簿の記載等)
第十八条 指定登録機関は、帳簿を備え、登録事務に關し文部科学省令で定める事項を記載しなければならぬ。

2 前項の帳簿は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。
(報告及び立入検査)

第十九条 文化庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に報告させ、又はその職員より、指定登録機関の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(指定の取消し等)

第二十条 文化庁長官は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第八条から第十条まで、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十六条第一項又は第十八条の規定に違反したとき。

二 第六条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第十一条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

四 第十一条第三項、第十五条又は第十七条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により指定を受けたとき。
(聴聞の方法の特例)

第二十一条 第十五条の規定による解任の命令又は前条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
2 前項の聴聞の主事は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に關する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
(文化庁長官による登録事務の実施等)

第二十二条 文化庁長官は、指定登録機関が第十二条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一

部を休止したとき、第二十条の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、当該登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 文化庁長官が前項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第十二条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第二十条の規定により文化庁長官が指定登録機関の指定を取り消した場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項については、文部科学省令で定める。
(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十三条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文化庁長官に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文化庁長官は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。
(公示)

第二十四条 文化庁長官は、次の場合には、文部科学省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。
一 第五条第一項の指定をしたとき。
二 第十条の規定による届出があつたとき。
三 第十二条の許可をしたとき。
四 第二十条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第二十二條第一項の規定により文化庁長官が登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
(手数料)

第二十五条 指定登録機関がプログラム登録を行う場合において、その登録の申請をしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を指定登録機関に納付しなければならない。
第二十六条 指定登録機関がプログラム登録につき第四条第一項又は著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務を行う

場合には、第四条第三項又は同法第七十八条第六項の規定は、適用しない。
第二十七条 第四条第二項若しくは第二十五条又は著作権法第七十八条第五項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。
第二十八条 この章に規定するもののほか、指定登録機関の行う登録事務に關し必要な事項は、政令で定める。
第四章 罰則

第二十九条 第十六条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第三十条 第二十条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第三十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十二条の許可を受けないで登録事務の全部を廃止したとき。
二 第十八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。
三 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附則 抄
一 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七條まで、第十条、第十一条、第十三條第一項、第十四條から第十七條まで、第十九條、第二十条(第三号を除く)、第二十一条、第二十四條、第二十九条、第三十一条第三号及び次項の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の日前に指定登録機関の指定がされた場合においては、指定登録機関は、第五条第一項の規定にかかわらず、その施行の日の前日までの間は、登録事務を行うことができるものとする。
附則 (平成五年一月二二日法律第八九号) 抄

第一條 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
第二條 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に對し行政手続法第十三條に規定する聴聞又は弁明の機會の付与の手續その他の意見陳述のための手續に相當する手續を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手續に關しては、この法律による改正後の關係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(罰則に關する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
(聴聞に關する規定の整理に伴う経過措置)
第十四條 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞會(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手續は、この法律による改正後の關係法律の相當規定により行われたものとみなす。
(政令への委任)

第十五條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成二一年二月二二日法律第一六〇号) 抄
第一條 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日
二(二〇号) 抄

第一條 この法律(第一條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。
第二條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第一條 この法律(第一條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。
(政令への委任)

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成二二年六月一九日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第七十条第二項、第七十八条、第八十八条第二項及び第四百四条の改正規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起

された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和二年六月二日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「プログラム登録特例法」という。）第二十条第一号の改正規定に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第六条、第七条、第十二条及び第十三条（映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）第四条第一項の改正規定中「含む」の下に「第三項において同じ」を加える部分に限る。）の規定、公布の日

二 略

三 第三条（プログラム登録特例法第九条、第二十条第一号及び第二十六条の改正規定を除く。）の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（手数料の納付についての経過措置）

第九条

2 施行日前に国又は独立行政法人（第三条の規定による改正前のプログラム登録特例法第二十六条の政令で定める独立行政法人に限る。）が行った第二条改正前著作権法第七十五条第一

項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録の申請並びに第二条改正前著作権法第七十八条第四項（第二条改正前著作権法第四百四条において準用する場合を含む。）の請求に係る手数料の納付については、第二条改正後著作権法第七十八条第六項及び第三条の規定による改正後のプログラム登録特例法（次条において「新プログラム登録特例法」という。）第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え）

第十条 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までの間における新プログラム登録特例法第二十六条の規定の適用については、同条中「第四条第一項又は著作権法」とあるのは「著作権法」と、「第四条第三項又は同法」とあるのは「同法」とする。

（政令への委任）

第十二条 附則第八条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。